

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>県内宿泊事業者の生産性向上及び賃上げを促進するため、経営者を対象に、トヨタ生産方式カイゼンの必要性や理解を促すセミナーを開催することで、岐阜協立大学大学院が開講する「トヨタ生産方式とカイゼンリーダー養成プログラム」（以下、カイゼン講座）への従業員派遣を促し、人材育成を図る。また、セミナー参加者を対象に個別フォローアップ（コンサルティング）を実施することで、特にカイゼン講座受講が困難な中小宿泊事業者の生産性向上を支援する。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>本事業は、県内宿泊事業者の生産性向上に向けた岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合との意見交換を踏まえ、県内におけるトヨタ生産方式カイゼンを活用した優良事例の横展開を図るもの。（株）JPECは、カイゼン講座の講師を務めている他、県内の宿泊事業者の生産性向上に向けたコンサルティング実績も多数あり、本業務を的確かつ効果的に遂行できる者は同者以外にいない。</p> <p>なお、カイゼン講座は、厚生労働省の「人材開発支援助成金」の対象となる講座の中で唯一宿泊事業者も対象とした内容である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。